**平成２１年（フ）第４２１２号**
大阪市阿倍野区阪南町１丁目24番８号
債務者　銭谷　厚朗
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４２３３号**
大阪府豊中市庄内宝町２丁目９番25―310号
債務者　山神健市郎
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４２６７号**
大阪市北区本庄西２丁目18番８号
債務者　中田　新一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４３５０号**
大阪府枚方市長尾谷町３丁目17番11号
債務者　松本由美子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４３６０号**
大阪市西成区天下茶屋２丁目24番９号
債務者　上野山哲也
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４４３０号**
大阪市東住吉区湯里５丁目14番13号　ラ・モード　ＮＩＳＨＩＫＡＷＡⅡ　205号
債務者　長澤　香代
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４４５４号**
大阪市淀川区野中北１丁目１番70号　東雲ハイツ202号
債務者　柴田　光昭
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４５３１号**
大阪府高槻市芝生町２丁目21番29―506号
債務者　米川　俊治
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４７３２号**
大阪市此花区高見１丁目６番25―701号
債務者　古山　幸文
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４８３６号**
大阪府豊中市服部西町１丁目６番32号
債務者　喜谷　真弓
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４８８９号**
大阪府東大阪市大蓮北３丁目５番18号、住民票上の住所大阪府東大阪市高井田中３丁目９番20号
債務者　高三寿司こと　南　　正雄
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４８９７号**
大阪府守口市八雲西町２丁目１－７－４Ｃ、住民票上の住所大阪府守口市金田町６丁目22番８号
債務者　河本　泰昌
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４９８８号**
大阪府枚方市渚西１丁目５番17―107号
債務者　南　　修
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５０３９号**
大阪府寝屋川市明徳２丁目５番３―201号
債務者　垣端美由紀（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５０５８号**
大阪府八尾市小阪合町４丁目５番10号、住民票上の住所大阪府八尾市南木の本２丁目27番地の10
債務者　谷尾マリ子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５１４９号**
大阪市東淀川区東中島３丁目16番11号
債務者　西本　篤也
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５１８９号**
大阪市西淀川区佃３丁目19番11号　ルネッサンスクレージュ５階Ｉ号室
債務者　森本　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部